

○義務付け措置等に関するQ&A

Q 1 バリアフリー新法に基づく是正命令と建築基準法に基づく命令との関係について

- Q 建築物移動円滑化基準に適合していない場合の建築基準法及びバリアフリー新法上の扱いについて教えてください。
- A バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準を建築確認対象法令とすることにより、同基準への適合性について建築基準法第6条の建築確認又は第7条の完了検査等を受けていない場合には、同法第9条の規定に基づき、同法第6条等の規定に従うよう施工停止等の命令の対象となります。他方、建築基準法第9条の規定に基づく是正命令は建築基準法に基づく規定への違反に限り行うことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、バリアフリー新法第15条の規定に基づき行う必要があります。

Q 2 条例による用途の追加方法等について

- Q 条例で色々できる仕組みになっているようですが、できないこともあるのでしょうか。
- A 条例では①義務付け対象用途に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること②義務付け対象規模を政令の規模（原則2,000㎡）未満に設定すること③建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加することが可能です。ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや建築物特定施設以外の施設に係る制限等建築物特定施設と無関係な制限の付加はできません。

Q 3 性風俗関連施設の取扱いについて

- Q 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設は令第4条第15号の特定建築物に含まれるのでしょうか。
- A 性風俗関連特殊営業に係る施設は特定建築物に含まれません。そのため、努力義務も課せられておりません。

Q 4 努力義務の場合に適用される基準について

- Q 法第16条第1項に基づく努力義務のみが課せられる建築物（学校や共同住宅など）についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。
- A 特別特定建築物以外の特定建築物を建築しようとする場合は、条例で特別特定建築物に追加された場合に適用される基準に適合するよう努める必要があります。そのため、令第23条の規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と、「特別特定建築物」とあるのを「特定建築物」と読み替えた基準への適合に努めていただくこととなります。

Q 5 複合用途等の場合の基準適合義務の取扱いについて

- Q 特別特定建築物の2,000㎡以上の建築等は義務付け対象となるようですが、複合施設についてはどう判断するのでしょうか。各特別特定建築物が2,000㎡以上なのか、又は特別特定建築物の合計が2,000㎡以上とするのでしょうか。
- A 特別特定建築物の用に供される部分のうち、2,000㎡以上の用途部分について適合義務が発生します。例えば、1,000㎡の物販店舗と3,000㎡の劇場からなる複合建築物の場合、劇場部分について適合義務が発生します。また、条例で義務付け対象規模の引き下げられた用途については当該用途の用に供する部分が条例で設定された規模以上か否かで判断することになります。

Q 6 増改築の場合の基準適合義務の適用範囲について

- Q 増改築部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物移動等円滑化基準は適用されるのでしょうか。（例えば、10階建ての百貨店の1～3階部分について2,000㎡の増築を行った場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。）
- A 増築部分からの一の経路が基準を満たす車いす使用者用便房を一つ整備すればOKです。なお、当該車いす使用者用便房は増築部分又はそれ以外の部分のいずれにあってもよいこととなっています。

Q 7 点状・線状ブロック等の敷設などの適用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 点状・線状ブロック等の敷設や音声等による案内・誘導はすべての用途で対応する必要があるのでしょうか。
- A 点状ブロック等の敷設などの措置は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分に適用を限定しております。（令第11条第二号、第12条第五号、第13条第四号、第18条第2項第五号、第21条第1項、第21条第2項第二号ロも同様。）したがって、特別特定建築物の中でも通常の老人ホーム等には適用されず、自動車教習所など特定の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用する部分を有しない建築物が条例で義務付け対象用途に追加されたとしても適用されません。

Q 8 便所・駐車場関連基準の適用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 通常便所や駐車場を設けないような建築物でも、車いす使用者用便房・駐車施設の設置を求められることとなるのですか。（令第14条、第17条関係）
- A 車いす使用者用便房・駐車施設に関する基準が適用されるのは、建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所・駐車場を設ける場合に限られます。

Q 9 車いす使用者用駐車施設の利用について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 令第17条に定める「車いす使用者用駐車施設」は、車いす使用者だけにその利用を限定しているものですか。
- A 当該駐車施設の構造及び配置上の内容が車いす使用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため、「車いす使用者用駐車施設」と規定していますが、法令上、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、「車いす使用者用駐車施設」を利用することは可能です。

Q10 廊下等の基準について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の廊下等に求められる「車いすの転回に支障がない場所」とは具体的にどのような場所をいうのですか。（令第18条第2項第三号ロ関係）
- A 具体的には車いすの車輪中央を中心に180°回転が可能となる幅140cm、奥行き170cm程度のスペースや360°回転が可能となる150cm角の部分、さらには、十字・T字の交差点も含まれます。

Q11 昇降機のかご内の表示装置について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機のかご内に設置が求められる「かごが停止する予定の階を表示する装置」は、行き先階登録ボタンの応答灯を整備すれば足りるのですか。（令第18条第2項第五号へ関係）
- A 当該規定は、かご内の者が自らの目的階にかごが停止するようボタンを押す必要があるか確認できるようにすることが目的であり、ご指摘のような応答灯で建築物移動等円滑化基準を満たすものと考えられます。

Q12 昇降機のかごの幅について（建築物移動等円滑化基準）

- Q 移動等円滑化経路上の昇降機の1以上のかごの幅140cm以上とすることや音声装置等を設けることは、条例により特別特定建築物に追加された共同住宅などにおいても適用されるのでしょうか。（令第18条第2項第五号チ、リ関係）
- A 令第18条第2項第五号チ（かごの幅140cm以上等）の基準は「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000㎡以上）」の場合に限られます。また、同号リの基準（音声案内、操作盤の点字表示）は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビー」に限られます。したがって共同住宅などには適用されません。